前橋市新型コロナウイルス感染症対応中小企業経営支援基金条例の制定に ついて

令和3年3月3日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市新型コロナウイルス感染症対応中小企業経営支援基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響を受けた中小企業者に対する経営安定資金の融資について、その利子を補給し、及び信用保証料を補助する事業に要する経費の財源に充てるため、前橋市新型コロナウイルス感染症対応中小企業経営支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及 び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ る。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は

一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。